

岡山県新商品による新事業分野開拓事業者認定制度 制度の概要／認定商品

岡山県では、新事業分野へ挑戦する県内中小企業・ベンチャー等を支援し、本県産業の活性化及び新産業創出を図っています。

「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として知事が認定した企業等が「新商品として生産する物品」について、県が調達する契約をするときは、随意契約によることができることとされています（地方自治法施行令）。

岡山県では、認定基準等を定め、定期的に認定企業等を募集しています。

1 認定制度の概要

(1) 対象者（次のいずれにも該当する者）

ア 県内に主たる事業所を構える者

イ 県内において新商品を生産する者（共同生産及び委託生産を含む）

(2) 対象となる新商品（次のいずれにも該当する物品）

ア 県の機関において用途が見込まれるもの

イ 販売を開始してから概ね5年以内のもの

※ ただし、次のものは対象外

- ・薬品並びに災害対策に資すると認められる備蓄用以外の食品及び飲料
- ・販売されていないものや、サービスなどの物品でないもの

(3) 認定の方法等

庁内関係課長等で構成する岡山県新事業分野開拓事業者認定審査会の審査を経て決定し、認定者及び新商品について公表する。

(4) 認定基準（次のいずれにも適合すること）

ア 新商品に新規性、先進性、独自性が認められること

イ 新商品に技術の高度化や経営の能率の向上など社会的有用性が認められること

ウ 新商品の生産方法等が適切であること

エ 新たな事業分野の開拓に関する実施計画が実現可能であること

オ 実施計画が関係法令に違反しないこと

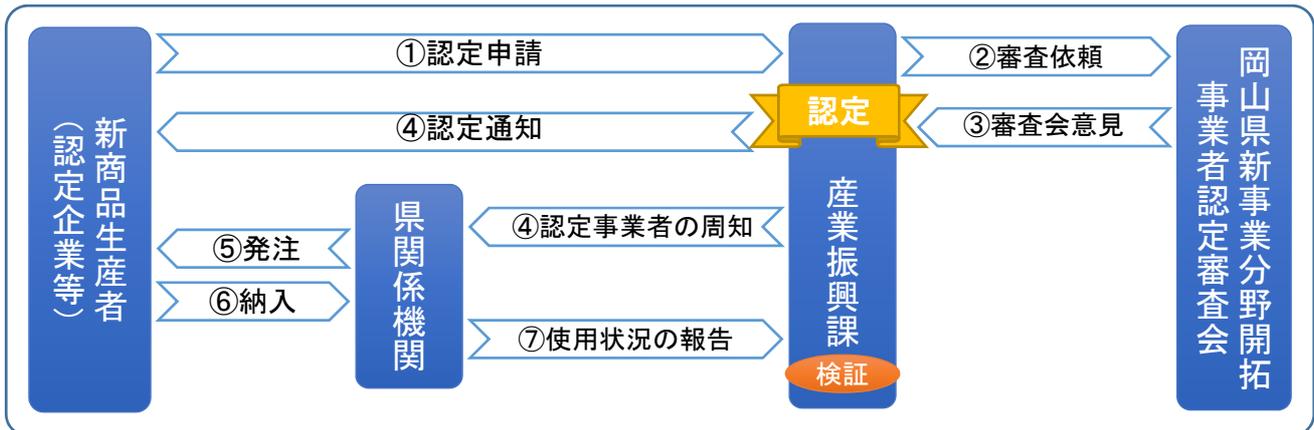
カ 実施計画が公序良俗に反しないこと

(5) 認定有効期間

2年間

※ 期間経過後も販売を開始してから5年以内であれば、再認定が可能です。

2 認定制度のスキーム



3 認定の効果

県が認定することで、新商品のPR、信用性の向上及び販路の拡大が期待されます。

岡山県 産業労働部 産業振興課

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL：086-226-7352

FAX：086-224-2165

水上監視システム「マリンドローン」

認定期間：2024年3月30日～2026年3月29日

(株)一富士本店



新商品の外観



「マリンドローン」のサイト
(外部)に移動します

商品の概要

既製品の小型船舶を改造し、遠隔操作（ラジコン化）や映像転送を可能にするものです。

商品性能

- ・無人で自律的に航行し、映像や音声のリアルタイムでの送信が可能です。
(無人での航行は実証実験中)
- ・通常のドローンと比べ航行時間が長く、荒天時でも昼夜問わず操作できます。
- ・スターリンクを使えば遠距離の通信が可能であり、遠隔操作や自動操縦が可能となります。
- ・赤外線カメラや暗視カメラ等を装着すれば、海上警備のほか、海上監視や救助作業への応用も想定できます。

参考価格

6,000,000円～／1艇（受注生産）

その他

想定される使用例：災害発生時等の搜索、護岸工事等の警備艇など

参考URL：<https://marinedrone.jp/>

会社概要

会社名：株式会社一富士本店	TEL：086-252-5872
代表者名：代表取締役 工藤 政宣	FAX：086-254-5544
所在地：岡山市北区富原543-4	URL https://marinedrone.jp/
事業概要：食肉卸及び風力発電事業、マリンドローン開発販売	
認定商品以外の主要商品：食肉加工卸／風力発電／ドローンスクールなど	